

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

取調

報告

條約

要復寫

（Vertical handwritten note on the right edge of the page, partially obscured and difficult to read fully.)

上海發 早十四年十月 十七日 前八二五

林外務大臣 有吉總領事

第九〇號

昨十五日、チヤイナ、プレスニ、日本政府、武昌ノ暴動ヲ、レバ、リ、ト認メ、不單ニ、内訌ト認ムル、昔、東京電報ヲ掲載シタル、後、果本日午後、日本政府ニ、於テ、新漢義軍ヲ目スルニ、土匪ノ内乱トナス、以上、日本品ニ對シ、ボイコトヲ行フ、ク、昔、活版摺機

（Small handwritten notes and stamps below the main text block.)

（Vertical handwritten note on the left side of the page.)

MT 16147 002

MT 16147 001

REEL No. 1-0891

0437

支那の革命と清の統治

山田外務大臣 水野依領事

才一六〇〇

先般政海より来りし鶴岡永太郎が支那
物産と交る利用し孫逸仙を容れし
孫ハ才一中央又那に於て蜂起ハ自分
指揮に出たり事才一は際々派員日本
派航しとう日中政府の同意伺ヒ方官
崎にお電し十月二十四日支那より返電
アリ支那名として上陸滞りハ免れタキ由ナリ

外務省

氏自分ハ短時日にてモ若シカラサレバ公物滞り
レタレ厄ニハ日本ノ同情アル態度ハ革命
軍ノ士氣ヲ振作レヨリ日本ハ革命政府ハ
陰に北京政府ヲ庇護スルトノ疑ハ解キ得
ハ双方に於テ利益アリ才一近々英米
領テ政海へ渡ル旅行ノ目的ハ孫逸仙
ノ支那逸出法ヲ留學學生中ニ革命ノ
志少カラス殊ニ孫逸仙ハ皇帝ハ執テヨリ内
彼等より由レテ我方ノ運動ハ好意ヲ表
シ居ラレハ依リハ援助力ヲ求メトス才一

MT 16147

006

MT 16147

005

REEL No. 1-0891

0439

改めし印は洋ノ怪テ東洋ノ故ヲ模リナルモ
 日本ノ政府ノ我ニ要者セスレテ上陸スルヲ許
 サハ再ヒ米主ノ任テレハトシテ由日本ニ返る
 トス才主ノ良ノ友ノ志ハ意外ニモ寛大ナル
 依リハ爾ノ實ニ根拠ヲ設テテ同志ヲ錫令ス
 レル策アレハ志ヲ不復ナレハ行ヒ難カルヘシ才主
 是日華盛頓ニ行キルハ米主政府ノ同意
 ヲ探リ好意ヲ求ムル也メシテ米主政府カ獨
 逸主政府ニ意見ヲ示シテモ其信ヲ来ナリ
 云々ト讀レリ才主ノ件ハ皇帝主政府ニ電

外務省

京方主米主時代使員以依款セリ
 鶴岡ホモリ孫カ巧ニ計立テ扱レテ何
 ニモ面合セサル鶴岡トは復スレハ主ノ主
 トレテ右依款ヲナサン為メナリト思ハル
 主米大使ニ對シテ

録第十 (清國革命ニ關スル事ノ外務省)

MT 16147 008

MT 16147 007

右華西系ノ帝皇政府ニ
對シテ

寫

電送第百二十六號 明治三十四年十月廿八日
後十時五分發

奉天

小池總領事

内田外務大臣

第一八八號

貴電カ三四四號ニ關シ總督ノ依頼ニ對シ
我々於テ出来得ル限り取締上ノ援助ヲ與フヘキ
旨ヲ答ヘラルルハ素ヨリ差支ナキモ清國政府ノ為ニ華
僑黨員ニ對シ我々壓力ヲ用井彼等ノ逮捕又ハ引渡
ヲナス等ハ好マシカラサルニ付右ノ御意ヲ以テ御措置
成リタシ尤モ鐵道用地及其附近ノ騷擾ヲ防

外務省

止スルハ我自衛上必要トスル所ナルニ付都督府ニ對シ
此際成考地ニ警察力ヲ集中スル様命令方
取計ヲ付シ將又考地方ニ於ケル軍隊ハ恰カモ近
日新兵ト交替ノ筈ナル如右交替ヲ實行スルトキ
ハ未タ訓練ヲ受ケル新兵ノ實力ハ舊兵ニ比シテ劣
ルト勿論ナルニ付我々於テ將ニ此際右交替ヲ延
期セシムル下ニ詮議ナリ考及ハ總督ニ對シテハ
右等警察力増加及兵力維持ノ件ヲ利用シテ
相當應對成リ差支ナシ
右件往後在清公使ニ通報ニ事ナリタシ

廢書第三門清國革命ニ關スル帝國ノ對清政策ニ對シ

MT

16147

010

MT

16147

009

REEL No. 1-0891

0441

大臣

次官

政務

通商

取調

人事

會計

報告

條約

要復寫

第1門

9/2

四三〇三

奉天條 四十四年十一月一日

内田外務大臣 小池總領事

第三六四號

往電第三四四號、閣し

前總督依頼、件、云々迄モナリ、極テ、秘密

ト付スルヲ要ス、ハ、性質、モノナル、付、從來、秘

密、保シ、難クシ、都督府、對シテ、ハ、何シ、適

當ラ、方法、ヲ、以テ、通知、ス、ハ、積リ、ナリ、所

拓殖局、ヨリ、報知、アリ、タル、趣、ヲ、以テ、昨日、都

昭和四年十二月二十七日

日清事変後、力、革命、党、関係、件

督府より事實問合を来しルに付本日概
略電報し置キ、本件が若し新聞
紙等に現ハル場合、其影響之所
甚大なる事勿論義ナルに付拓殖局都
督府等、特に、注意置キ、ア、リ、テ、之、ヲ

MT 16147

012

MT 16147

011

秘

復寫

晴 抄本 字官年より古成
内田以務之信 小池豊領
外務省



此書分三四五年ノ要ニ

テ秘密ニ付スラ要スル性質ノモノ

ナリ付従来秘密ヲ保シ難クシ故

テ存シ對シテハ河ノ邊ニ在リテ

以テ通知アリタム報ヲ以テ昨日

府ノ事實関係ニモ事アルハ付

概略書籍ニテ事々々々トシテ

新聞紙等ニ現ルハ場合ニ依

リテ付極強向都府府等ニ特

ニ注スル要アリテトシテ

外務省

MT 16147 014

MT 16147 013

REEL No. 1-0891

0443

お尋ねの事、常務局長の御返答は、

大臣

次官

政務

通商

取調

要復寫

人事

報告

第3門

條約

四六八五
暗傷

奉天發 四十四年十一月八日 台三
東京著 一〇三三

内田外務大臣

小池総領事

第三八三号ノ一

昨日趙總督ヲ訪問レ事向ニ関シ談話ノ際總督ノ述ヘタル意見左ノ如シ
革命動乱ノ情勢今日ノ如クナラントハ豫想レ結ハナリシ所ナルカ頃日来ノ上諭ニ依リテ見ルモ現朝廷ノ退讓既ニ其極ニ達シタリ然ルニ是レ全ク生民ノ塗炭ニ苦シム慘状ヲ免カレシメントスルノ意ハ外ナラサルニ付清國人トシテハ之ニ對シテ
上ルル多ク有ル者、
上ルル多ク有ル者、

十五

三三、
上ルル多ク有ル者、

レ感激スヘキ答ナルノミナラス列國モ亦恐ラリ現朝廷ノ執リタル處置ヲ以テ必シモ未タ盡サ、ル所多シトハナサ、ムヘレト思ハル朝廷ハ退讓ニ退讓ヲ重ネ人民ニ迄ツキ其要望ニ副ハントク努メフ、アルニ拘ハラヌ彼等ハ反リテ後退リシフ、アルノ觀アリ人ヲシテ革命黨ノ真意柯レ、存ンヤヲ推シ難カラシム惟フン彼等ニシテ現朝廷ヲシテ斯ク迄退讓セシメテ猶飽キ足ラサルニ於テハ朝廷トシテ亦大臣下トシテハ只死生ヲ外ニシテ彼等ヲ擊ツアノミ其

MT 16147 016

MT 16147 015

結果或ハ敗レ或ハセフンモ寔ニ是非ナキコトナ
リ要スルニ革命黨等ノ真意測リ難キヨリ
生スル動搖不定ノ情態コソ事而紛糾ヲ深カ
ラレケルモノニシテ表世凱ト雖トモ能ク此紛糾
ノ面ヲ結ハシケルヲ得ルヤ否ヤ疑ナキヲ得ス元
來朝廷トシテハ表ヲシテ先ヲ武昌漢口ノ克復
ヲ努メシメ其上ニテ新内閣組織ヲ命スルモ邊
カラサルノミナラス而カスル方寧口順序ナリ
シナリ然ルニ一方ニハ征討ノ任ヲ授ケ又歿許
モナリ一面ニ内閣組織ヲ命ス表トシテモ甚ク

MT 16147 017

惑ハサルヲ得サリシナラン予ハ東三省監督ト
シテ沿下地方ヲ鎮靜ナラシムルノ責アリ各國
居留民保護ノ如キモ責亦多ク予一人ニ在リ然ク
沿下ヲ鎮靜ナラシムルヲ得其間速カニ大旨ノ定
ムルヲ見ルヲ得ンコトハ最モ望ム所ニシテ之
関シテハ前回談シタル如ク貴総領事ト協心同力
ヲ需ムル次第ナリ革命黨負頃日營口大連等
ノ或地ニ入り込居ルモノ少ナカラスト聞キ且ツ
彼等ノ或者ハ馬賊ヲ招致シ其用ニ供セントレ
ツ、アリト傳ヘラレシヲ以テ其大連等ニ在ル者

MT 16147 018

ニ付シ特ニ留意セラレタリ殊ニ貴官モ亦軍器
彈藥等ニシテ密輸入セラレ馬賊ノ手ニ渡ルヲ
嚴ニ防止スルノ必要アリト思フ如何ニ嚴密ニ
防備スルモ事變ハ率南トシテ發スルコトナキヲ
保スヘカラス一決(此時總督ハ右手ニテ胸部
ヲ強く打ケ且笑フ)事休スんヤモ知レス其節
ハ貴總領事ニ於テ予ノ為補救セラレタリ又
跡ハ適宜ノ処置ヲ採ラレタリ

MT

16147

019

REEL No. 1-0891

0445

復寫

上
手
先
也
の
事

四六四

本
年
十
月
八
日
石
六
五

内田外務大臣

小池総領事

才三八三号一

昨日趙総督の訪問に事為るに、其に談話

際、總督は述べ、其意見を、如し

革命動亂、情勢今日、如何なるに能

想、能なるに、其力、以て、上海、依

て、兄、も、現、朝廷、に、退、讓、既、其、極、

達、し、り、然、レ、是、レ、今、生、民、塗、炭、

苦、レ、い、物、收、り、免、カ、レ、レ、ト、ス、ル、意、外、ナ

外務省

ラ、カ、ル、は、清、廷、ト、レ、テ、ハ、之、に、対、シ、感、激、ス、ヘ、キ

答、テ、ル、ノ、ミ、ナ、ラ、ス、列、強、モ、亦、恐、ラ、ク、現、朝廷、

執、リ、テ、重、重、に、以、テ、必、シ、モ、未、キ、盡、サ、ル、事

多、レ、ト、ハ、ナ、サ、ル、ハ、レ、ト、思、ハ、ル、現、朝廷、に、退、讓、

退、讓、ヲ、重、シ、ク、人、民、に、近、ツ、キ、其、要、望、

別、ハ、ン、ト、ラ、努、メ、ツ、マ、ル、に、拘、ハ、ラ、ス、彼、等、ハ、互、リ

テ、後、退、リ、レ、ワ、マ、ル、に、觀、ア、リ、人、ヲ、レ、テ、革、命、

覚、ス、其、意、何、レ、モ、主、ク、推、シ、難、カ、ラ、レ、イ

惟、テ、彼、等、に、レ、テ、現、朝廷、に、レ、テ、斯、ク、退

退、讓、セ、レ、メ、テ、猶、能、キ、是、ヲ、カ、ル、に、抗、テ、ハ、朝



MT 16147 021

MT 16147 020

REEL No. 1-0891

0447

延トシテ亦々下トシテハ只死生ノ外ニシテ
 彼等ヲ撃ツアルノ其結果或ハ收ト或ハ
 亡フルモ是ト是非ナキナリヤ革命
 党等ノ其意溢リ難キヨウ生ズル動搖
 不定ノ情態コソ本局館併ラ深カラシム
 ルモノシテ袁世凱トモ能ク其勢ヲ
 留ラシメハシムルヲ得ルヤ否ヤ疑ナキヲ得ス
 元未親廷トシテハ袁ヲシテ先ツ武昌漢
 口ノ克復ヲ努メシメ其上ニテ新内閣組
 織ヲ命ズルモ是ノ際カラサルノシテラス而カスル方
 外務省
 寧日秩序ヲリシテ一方ニ征討ノ任
 ヲ授ケ又或許モヤリ一面内閣組織ヲ命
 ス袁トシテモ是ノ惑ハサルヲ得サリシヤシ予ハ
 東三省の維持トシテ治下地方ヲ鎮靜
 ナラシムル事アリ各全居留民保護ノ如
 キモ袁亦予一人ニ在リ能ク治下ヲ鎮
 靜ナラシムルヲ得其間速カク大局ノ定ムルヲ
 兄トシテ得シハ最モ望ミシヲシテ之ニ異シテ
 ハ前出談トシル如ク袁世凱領事ノ恨心同
 カリ書ハル次予ヨリ革命會党ト改日學

MT

16147

023

MT

16147

022

口大連莽或地入り込居ルモノ少ヤカラスト
 固キ且ツ彼莽或者ハ馬賊ヲ招致シ
 其用、彼セントレツマアト傳ヘラルヲ以テ其
 大連莽或ル者、対シ特ニ留意セラレタ
 ヲ殊、貴友モ亦、軍器彈藥莽或レテ
 密輸入セシ馬賊ノ手ニ渡ルヲ嚴ク防
 止スルノ方策アリト思フ如何ニ嚴密ニ防
 備スルモ本年夏ハ率爾トシテ貴友モ一ナキ
 ノ保スハカラス一貴友ハ其時銀持若手ニテ
 胸部ヲ強ク打テ且突ク本年休スルヤモ知
 レタシ
 外務省
 レス其亦ハ貴銀欲事ニ於テ予ハお
 補救セラレタリ又跡ハ適宜ノ処置ヲ採
 ラレタシ

MT 16147

025

MT 16147

024

REEL No. 1-0891

0449

長沙祭 四月廿六、五
本署著 早四年十月十九日 前八三。

大臣

次官

政務

通商

取調

人事

會計

報告

條約

西源

五二五暗

内田外務大臣

大河平領事

第二六號

十一月二日外交使ヨリ譚都督カ天長節
奉祝、為ノ隅田艦ヲ訪問スルコトヲ本官、通
知アリ、例テ艦長ハ相誼、上體好ク謝絶
シタルニ、名刺ヲ艦長、送り祝意ヲ表
シタリト云フ又當日ハ都督府海關等ニモ
我國旗ヲ掲揚シタリ

十五

申立

MT 16147 026

後寫

五
上
時

明治三十四年五月
廿四日
八日



山田外務大臣

大河平 飲事

手
二
六
號

上月二日外交使より譯部指々大臣に奉
祝為、満田艦の訪問スルに、女長へ通知
あり依テ艦長と相談し、上件好く謝儀
名刺の贈答を送り祝意を表し、ト云フ
又、省の各部首長等、我等に我志願
指授せり

外務省

MT

16147

027

大臣

次官

政務

通商

取調

人事

會計

報告

條約

要復寫

第3門

第九八号

内田外務大臣 瀬川總領事

上海 廣東 本有 著 四十四年五月廿日後 三五五

昨日頃ヨリ市中、於テハ日本カ滿洲政府ニ對シ暗ニ助力ヲ為シ居レリトノ風説一般、起リ本邦人ニ對スル感情急ニ一變セントスル徵候ヲ現ハセリ右風説ノ出所ハ未夕明ナラサルモ此程各地新聞記者中ニモ亦未佛ハ革命黨ニ同情ヲ寄セ居ルニ日英社

四十四年五月十九日附録一部受

三回ハ滿洲政府ニ同情ヲ寄セ居レリトノコトヲ語レル者アリ当地人が前記ノ如キ風説ヲ為スル何等根據アルコトナク又全ク魚根ノコトナク御表支サレハ本官心得迄、御内報アリタニ在清石使ハ轉電セリ

子年... 濠洲... 總領事... 瀬川...

MT 16147 029

MT 16147 028

REEL No. 1-0891

0452

復寫

五十六

晴

此稿は、
中書省の
文書に
見られる
ものなり
其の
筆跡は
一
〇

省及務之旨 法司總領筆
卯九月

昨日頃より市中に騒ぎあり日本力満
河内府の村に晴に助方ありし居り
く風從一般に起り本朝人々對せん
感情多し一妻セシトス人微候之宛に
や右風從出所不明なり
此程各地に於て記者中にも亦未解
ハ革命の事ニ同情する者も居るを日英
獨り此の場所政府に同情する者も
居りりエトテ豫言する者あり各地人々
前記の如き風從するを何事根拠
アトトナリヤ又今更に無根ノエトナリヤ
少善文トシハ中書省心得ニ此の如
クアリヤ
左傳云々轉電ヤリ

外務省



MT 16147 031

MT 16147 030

傳五首在抄降者其勤元者其みぞり

大臣

次官

政務

通商

取調

人事

報告

條約

要復寫

第3号

未見

十五

五五四八

田外務大臣

第四五〇號

伊集院公使ヨリ左ノ通為念轉電ス

第一三二號

本月二十二日付外務大臣宛機密第一二五號
貴信所報ノ如キ事實ナリ然シ本使ニ於テ參
考ノ要アルニ付同情報並攝政王ヨリ電命云々
情報ノ出所御電報煩ハシク右為念外務大
臣ノ轉電アリタシ

奉天發
東京著四十四年十月二十七日
前二三五

落合總領事

MT 16147 032

REEL No. 1-0891

0454

復寫

五十四
時

奉天書
東京藩
四十四年十二月十七日
元二二二五

集
曾
校正
原
淨

山田外務大臣

淡島總領事

才四丑辨

伊集院公使より自記名轉電ス

才一云二辨

本月二十日外務大臣宛機密才一

一五辨米信可報、米米米米米米

レ中候、打テ米米米米米米米米

報並機密米米米米米米米米

可少電報機密ハレ米米米米米米

外務省

大臣ハ機密アリ

MT

16147

03400

MT

16147

033

REEL No. 1-0891

0455

傳言ノ事ハ形勢險悪ナリ
能ク注意スルニ
ノ

大臣

次官

政務

通商

取調

人事

會計

報告

條約

西原
五十三
暗
田

内田外務大臣

香港發
東京著
四十四年十二月四日
船津總領事代理

第一〇五號

四五日前當地一部支那人間ニ日本帝國政府
北京政府ヲ暗々裏ニ援助シ居ルトノ説ヲ為
スモノアリシカ昨今ニ至リ這回湖北ニ於テ官
軍カ大捷ヲ得タルハ全ク日本人カ騎兵三千ヲ
指揮シテ大ニ官軍ヲ援テタルニ依ルト途方モ
ナキ風説ヲ傳ヘ其一部支那人間ニハ之ヲ信
シ再ヒ日本國ニ對シホライユットヲ行フヘシト敷

多クハ多ク老古ノ云

第
門

團モノアル由依テ本官ハ列國環視ノ間ニ於テ
日本國カ斯ノ如キ行動ヲ敢テスル筈ナキノミナ
ラス若シ有之トセハ各國ニ於テ默視スル筈ナシ
右ハ全ク一ノ捏造的謠言ニ過キササル旨支那新
聞及支那商人ニ向ヒ穩密ニ間接手段ヲ以
テ説明ニ置キタリ右所參考迄
北京ノ電報濟

MT 16147 036

MT 16147 035

REEL No. 1-0891

0456

復寫

多
重
寫
ス
ル

五七

香港
東京

三月一日
四月



山田外務大臣

駐津總領事代理

才一五號

四五日前者地一部支那人間の事
政府北京政府の略々禮を授けられた
説の爲スモアリレカ此今より迄四湖北に
テ一軍大捷ヲ得タル今より此
兵三千ヲ指揮シテ大に官軍ヲ授ケタル依
途方モキ風説ヲ傳へ其一部支那人間
之ヲ信シ再々此レホーイット

フニト致園モノ依テ本官列位環
視向テテ日中本カ如ルキ行動ヲ取
スル等ナリトシラス若シ有之トモ冬玉
然視スル等ナレ右に全ク一檢造的
道キル古支那新國及支那各
ヒ穩考ニ向テテ手波ヲ以テ説明シ
コリ右に系序迄
北京へ電取済

MT 16147

038

MT 16147

037

明治四拾四年十二月四日 接受

警政事務局

第一課

機密 三九號

明治四十四年十一月二十四日

在廣東

總領事瀨川茂之進



外務大臣子爵野内田康哉殿

回音

廣東人ノ本邦人ニ対スル感情

ニ関シ報告ノ件

日本ニ於テ暗々滿州政府ヲ叩ケ居レリトノ風
説リ本月十人の頃ヨリ起リテ本邦人一
般ニ対スル者地人ノ感情格為ニ一變セルト
スルノ形候アルニ關シテ已ニ及電東京

四十四年十二月十一日 警政事務局

在清國廣東日本總領事館

置候處右ノ説ハ近來進々傳播シ昨
今ハ底九事件發生當時ノ如ク街上通行
ノ本邦人ニ対シ抵制ムカト呼ガモ有之又曰
本リ滿州政府後即ノ為メ已ニ出兵シタルニ
付沙面並留ノ日本入ニ近口ノ内一回引揚揚
固スルナラント留一居ルモ有之由ニテ城内ノ
諸世少校ニ勤務シ居ル教習系ニ會テ漢語通
ニ備テセラシ居ル技師等ハニ云々米稻ハ不
安ノ危ヲ起シ居候次第ニ有之候業テ及
具報置候通リ各地ノ如ク革命ノ思想
盛レナル人民ノ感情モ隨テ強キニヨリ
一可謂凡説ノ如キ事實アリトスレハ中際
本邦人ニ対シ如何ナル現象ヲ惹起スニ至ルヤ

MT

16147

040

MT

16147

039

REEL No. 1-0891

0458

計ルヘカラサル儀ニ付長留地外在留者ニ対
シテリ務ノ注意ヲ要フルニ必要モ有之候内
右向ノ事ニ付本件ニ關シ何等小當ノ心
得トナルヘキ事有之候ハ御内訓相成候様
致度比段及具申候取具
追テ本公信字ノ在傳分使ニ送付致度
候也

在清國廣東日本統領事館

S40

MT

16147

041

REEL No. 1-0891

0459

修善寺... 昭和九年十二月五日

大臣

次官

政務

通商

取調

人事

會計

報告

條約

第3門

奉天發
本省着
昭和九年十二月五日
内田外務大臣
落合總領事

第四九五号

許交渉使二日帰任四日本官ヲ来訪シ北
京ノ状勢ニ関シ樂天的意見ヲ以テ談
話ヲ為シタル後今回ノ時局ニ関スル日本
ノ態度ニ付資政院ニ於テ疑念アリタル
ヲ以テ伊集院公使トノ間ニ立ケ氷解セシ
ムル事ニ尽力シタル事ヲ述ヘ當地ニ於テ
幸ハ多ク了志方ハ云々

モ同様ノ意見ヲ以テ行動スル考ナリト述ヘ
タルニ付本官ハ切ニ之ヲ希望スル旨ヲ答
ヘ置キタリ尚日人ハ中立地帯ニ於ケル暴動
ニ日本ノ關係セルヤノ疑及爆穀物ヲ輸出
シタル一件ニ関シ保安會中モ甚ク神經
ヲ悩マシ居ルモノナルコトヲ告ケ可成速ニ右
ノ真相ヲ明ニシ猜疑心ヲ去ル手段ヲ執ラン
事ヲ希望スル旨ヲ述ヘタリ右北京ヘ電報シタリ

MT 16147

043

MT 16147

042

復寫

各大臣
元寇集一軍
寺内、
元白

加味
晴

晴
元寇集一軍
元白

内田叔務之臣 右衛門督領事

卯田五郎

許交侯使二名帰任留り官ヲ来傍
レハ東京、状勢ノ常ニ樂天的ノ意見ヲ以テ
詮話ヲ為シ、後今、四ノ時、白、弄、日本
ノ態度ニ付、資政院ニ於テ疑念アリ、
シテ、伊集院ニ使リ、留リ、
セシ、
於テ、
ナリ、
レ、
及、
係、
コト、
猜、
ス、

外務省

ナリ、
レ、
及、
係、
コト、
猜、
ス、

MT 16147

MT 16147

REEL No. 1-0891

0461

寫

清國事變特報附録第十五号

明治四十四年五月五日

参謀本部

(前畧)

本日南親王ヲ訪ヒタルニ親王語中表世凱ハ非常ナル勉強ニテ甚レク疲労セリ之カ為メ諸事漸ク緒ヲ就ケリトテ目前安堵ノ意ヲ表セリ又表ハ統帥具勤ニ見レ謂テ曰ク日本ハ此際海陸共ニ出兵干涉準備ヲ為セリ之カ為メ我陸軍留學生ハ悉ク放逐セラレタリ殿下ハ日本ト交際スルヲ聞ク之付テ何カ得タル情報ヲナキヤト(出兵準備及留學生ノ事ハ汪公使カ電報セシテ明カトナレリ表ニ之ヲ利用セルナリ)蓋シ表ハ親王ヲシテ此際日本ハ怖ルハキ國ナリ又同國人ト交際スルハ

外務省

即チ嫌疑ヲ受クル所以ナリトノ意ヲ訊シタルナラン其結果朗見勅ノ執事ハ具勅ノ意ヲ齊シレ川島到リ表ヲ言フ述ニ再及可成面詰ヲ避ケ用件ハ書面ニテ辨セント傳ハタリ即チ小官ハ川島ニ因リ川島ヲシテ先ツ書面ヲ以テ其誤解ヲ疏解セシメタリ鬼ヲ表ハ此筆法ヲ以テ各皇族ヲシテ日本人ト結托セシメサル如ク豫防シテアルナラン

(夜畧)

原書第三門清國革命ニ關スル情ニ依テ作ルニ至リては此報

MT

16147

8047

MT

16147

046

大臣

次官

政務

通商

取調

人事

會計

報告

條約

廣東路
本有署

四十四年十一月
廿四日

内田外務大臣

瀨川總領事

第一〇五號

先日来當地方、於テハ日本カ暗ニ滿洲政
府ヲ助ケ居リトノ風説盛ニシテ在留日本
人中ニモ一時不安ノ念ヲ起シタル者アリシ
ニ右ノ風説、上流社會ニハ是ヲ信スル者
ナカリシ、付當地、於テハ別ニ甚シキ排日
的行動ヲ惹起スルコトナクシテ止ミタリ米

米國宣教師

等

國領事、内話、ヨレハ此頃米廣東
人、英國ニ對スル感情甚ク悪シキ結果
米國宣教師ヲ折々英國人ハ見違ヒラシ
種々迷惑シ蒙ル事アルカ故、當居留
地ニ居住スル米國宣教師ニ對シテハ米國總
領事館ヨリ米國人タルノ證明書ヲ附
與シ居リト云フ又英國ガ或、廣九鐵
道沿線、出兵セントシ或、西江警察權ヲ獲
得セントスル意アリトノ事、當地主邦人ノ常
ニ憂慮スル所ナリシニ昨日水陸軍務處

MT 16147

049

MT 16147

048

係辦胡教生(胡都督差)ハ自ラ五百ノ陸兵
ト教隻ノ軍艦ヲ率ヒテ英國汽船紹安號
一等運轉手ヲ殺害シタル海賊ヲ捕獲ノ
目的ヲ以テ其ノ遭難地ニ向テ生祭シタル由ナリ
在清公使、轉寤セリ

MT 16147

050

REEL No. 1-0891

0464

後寫

多分
東京
志

五八八
晴

廣東省
本署
考
六五
二四



内田外務大臣 勅令

第一〇五號

此の來る地方に於てハ日本カ勝ニ滿
沙取有テ助ケ居テトノ風説感ニシテ
在留日本人中ニ一時不安ノ言ヲ起シ
先者アリシニ右ノ風説ハ上流社會ニハ是ヲ
信ス者ナリトシテ當地ニ於テハ別ニ甚シキ
排日的行動ヲ惹起スルコトナリテ止ミテ
米國總領事ノ内話ニヨリ此ノ頃來廣東

外務省

人ノ英國ニ對スル感情甚ク悪シキ結果
米國宣教師カ打々英國人ト見送
ラシ種々迷惑ヲ蒙ル事アリカ故ニ當
居留地ニ居ル米國宣教師ニ對シ
テハ米國總領事館ニテ米國人タルノ
證明書ヲ附與シ居テト云フ又英國
カ或ハ廣九鐵道沿線ニ出兵セトシ或
ハ西江整案權ヲ獲得セトスル言
リテ事ハ當地支那人ノ常ニ憂慮スル
所ナリトシ昨ハ水陸軍務處總辦胡

MT 16147 052

MT 16147 051

教生(胡教習弟)ハ自ラ五百ノ陸兵ハ教
員ノ軍船ヲ乗テ至リ英國汽船紹安號
一等運轉手ヲ殺害シテ海賊ヲ捕獲
ノ目的ニシテ其ノ遺體難地ニ向テ出テ去リ
ル由ナリ
在唐公使ノ轉電ナリ

外務省

MT 16147

053

REEL No. 1-0891

0466